

# 都市公園における自動販売機設置の募集要項

令和8年2月

## 1. 募集の主旨

美濃加茂市(以下「本市」という。)内の都市公園利用者の利便性向上や熱中症対策等のため、「2. 募集内容」に掲げる各地区において、それぞれ清涼飲料水自動販売機等(以下「自動販売機」という。)の設置予定者(以下「設置者」という。)を募集します。

この募集による都市公園への自動販売機の設置は、最低使用料(月額)以上で最も高い使用料(月額・上限度以内)を支払う旨の提案をされた方に、一定期間、都市公園法第5条第1項に基づく設置の許可をするものです。

## 2. 募集内容

以下に示す募集物件について、A～D地区(今回はD地区は募集しません)ごとに設置者を募集します。

地区ごとに自動販売機の設置を希望する公園及び公園ごとの設置台数を応募してください。

同一の者が全ての地区に応募可能です。

各公園の概要や自動販売機の詳細の設置位置は、別紙「対象公園位置図」を参照してください。

### 【募集物件】(別紙公園位置図 参照)

- (1) A地区 前平公園 清涼飲料水4台 応募指定公園(以下「指定公園」という。)  
アイスクリーム自動販売機1台(応募必須ではありません)
- (2) B地区 中部台パーク 清涼飲料水1台 選択公園
- (3) C地区 大手町公園 清涼飲料水1台 選択公園
- (4) D地区 友進リバーサイドフィールド 清涼飲料水2台 選択公園(※今回は募集しません)

## 3. 応募の内容

応募書(様式1)に従い、次の項目を確認してください。

- ・A地区「指定公園」には最低1台は入れてください(清涼飲料水)。
- ・A地区含めて他の地区は自動販売機の設置を希望する台数(選択公園)。
- ・A地区のアイスクリーム自動販売機1台については、清涼飲料水自動販売機とは別で単独とします。

## 4. 選定方法

設置者は、地区ごとに以下の方法で選定を行います。

- (1) 応募額の合計金額(指定公園と選択公園の総額)が最も高かった設置者から順に選定します。
- (2) 応募額が同額の場合は、設置公園数が多かった設置者から選定します。
- (3) 応募額及び設置公園数ともに同数の場合は、自動販売機の設置台数の多かった設置者を選定します。

- (4) 応募額及び設置公園並びに設置台数が全て同数の場合は、くじ引きで設置者を選定します。
- (5) アイスクリーム自動販売機1台については単独で最も高かった設置者から選定します。

## 5. 提案内容の変更(選択した公園が設置不可能になった場合)

設置者決定後における提案内容の変更は原則認めません。なお、設置者決定後、本市及び設置者に非がない事象にて当初提案した選択した公園が設置不可能になった場合は、当初提案した使用料から設置不可能になった公園の使用料の応募額を減額します。

なお、その結果、使用料の応募額の合計金額が、他の応募者の応募額より低くなつても、設置者は変更しません。

## 6. 応募の資格

以下に示す要件をすべて満たす者に限ります。

- ・応募時において、3年間以上自動販売機での販売実績があること
- ・国税及び市町村税に未納がないこと
- ・設置者又は設置団体の構成員が、暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと

## 7. 設置条件

設置条件は以下に示すとおりです。条件を満たさない応募は受付しない場合があります。

### (1) 電源確保について

- ① 原則、電源は設置者により電気事業者との契約を締結のうえ引込みを行い、確保してください。
- ② 設置者により引込みを行うのではなく、既設の電源を利用する場合は、別途、自動販売機用の子メーターを設置してください。この場合は年度ごとに管理者が請求します。
- ③ 設置者が設置した電源設備は、本市と協議を行い、本市が認めた場合は設置期間終了後の存置を可能とします。

### (2) 設置許可期間

設置許可期間(以下「設置期間」という。)は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとします。なお、設置期間には設置及び撤去に要する期間を含みます。

※1 特段の事由がある場合を除き、設置期間終了の7日前までは、設置者の事情で自動販売機を撤去することは認められません。

※2 現在公園に設置されている自動販売機の設置期間は令和8年3月31日までとなっているため、設置者は、令和8年4月1日以降、できる限り速やかに設置してください。なお詳細の日時等については事前に本市と協議してください。

### (3) 設置許可使用料

#### ① 設置許可使用料の額(応募額)

本市に納付する設置許可使用料の額は、応募時に設置者が希望した公園ごとの金額の合計額とします。

## ② 最低使用料

使用料の地区ごとの清涼飲料水自動販売機の最低額は、下記のとおりとします。

A地区 最低額 年間84,000円(税別) 月あたり7,000円

B地区 最低額 年間72,000円(税別) 月あたり6,000円

C地区 最低額 年間84,000円(税別) 月あたり7,000円

D地区 最低額 年間84,000円(税別) 月あたり7,000円(D地区においては次回更新時)

A地区 アイスクリーム自動販売機の最低額は30,000円(税別) 月あたり2,500円

## ③ 設置許可使用料の納付

設置許可使用料は、本市の発行する納付書により、毎年度当初に指定した期日までに納付してください。

## ④ 電気料金の納付

公園の既存電源を使用する場合は、使用電力量が計測できる子メーター等を設置のうえ、本市へ毎月報告してください。併せて使用開始日(月初め等)及び使用終了日(月末)のメーター表示を撮影した写真を提出してください。設置者は、その報告を基に本市が算出した電気料金を、本市が発行する納付書により、指定した期日までに納付してください。

## (4) 売上の報告

公園ごとの月ごとの売上合計額が確認できる売上実績を、毎月締めで本市にFAXで報告してください。なお、売上額については次回、都市公園における自動販売機設置の募集を行う際にその内容を公表する場合があります。

## (5) 撤去等にかかる費用

自動販売機の設置及び撤去、又は電源確保に必要な工事の費用は、全て設置者の負担とします。

## (6) 機器の仕様及び販売等に関する条件

- ① 販売品は清涼飲料水、又はアイスクリーム自動販売機とします。
- ② 設置機器は省電力タイプのものを採用してください。
- ③ 酒類の販売は認めません(ノンアルコール飲料も含む)。
- ④ 新紙幣及び新硬貨に対応し、電子マネーなどキャッシュレスに積極的に対応してください。
- ⑤ 販売した商品の容器は、設置者の責任で回収し、各種法令に基づき適切に処理するとともに、清涼飲料水の回収ボックスは全国清涼飲料連合会統一仕様の「異物混入防止型」を使用してください。
- ⑥ 販売価格は通常市販価格を超えてはならないものとします。
- ⑦ 商品補充及び自動販売機維持管理等のための車両は、公園の利用時間に従い、駐車場に駐車してください。また駐車場のない公園は通行の妨げとならないよう最大限注意して商品補充、維持管理等を行ってください。
- ⑧ 「岐阜県屋外広告物条例」を遵守してください。
- ⑨ 「美濃加茂市ポイ捨て等防止条例」の規定を遵守してください。
- ⑩ その他関係法令等を遵守してください。

#### (7) 権利等に関する事項

- ① 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。
- ② 本市又は国、その他の地方公共団体の都市計画事業等により、やむを得ず自動販売機の設置にかかる公園用地が必要となる場合は、本市の指示により、当該自動販売機を移設又は撤去してください。なお、移設又は撤去にかかる費用は、設置者の負担とします。

#### (8) 維持管理責任

設置者の責任として、以下に示す自動販売機の維持管理を実施してください。

- ① 自動販売機の維持管理は設置者が行い、販売品の賞味期限切れに注意するとともに、売り切れがないよう販売品を補充してください。
- ② 利用者からの要望等がある場合、販売品の一部入れ替えやつり銭の補充に対応してください。
- ③ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台につき1個以上の割合で回収ボックスを設置してください。また、回収ボックスからゴミが溢れないように適切に管理し、定期回収に限らず、依頼があった場合は一両日中に回収してください。
- ④ 設置者の責任で定期的に自動販売機を点検し、原料や必要消耗品等を補充してください。
- ⑤ 公園利用者から自動販売機に関する苦情・要望等があった場合は、本市へも報告してください。
- ⑥ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、設置者の責任において対応するとともに、自動販売機に故障や汚損等が発生した場合は、速やかに復旧してください。なお、そのための費用は設置者が負担してください。
- ⑦ カップ式自動販売機については、可茂保健所の営業許可を受けてください。
- ⑧ 牛乳、加工乳、乳飲料を取り扱う場合は、可茂保健所の乳類販売許可を受けてください。
- ⑨ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守してください。
- ⑩ その他、必要に応じて本市又は各公園の管理者と協議してください。

#### (9) 損害賠償

設置者は自動販売機の設置及び管理等にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置者の責任においてその損害を賠償するものとします。

### 8. 設置について

以下に示す項目を遵守してください。

#### (1) 公園施設設置許可

設置者は、自動販売機を設置する部分について、都市公園法第5条第1項に基づき、本市の許可を受けてください。

#### (2) 設置位置

自動販売機の公園ごとの設置位置は、別紙「対象公園位置図」に示す場所を原則とし、詳細は本市と協議してください。

## 9. 協定書の締結

選定決定後、速やかに別紙「都市公園における自動販売機の設置に関する協定書」の締結をしていただきます。

## 10. 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

### (1) 「6. 応募の資格」に示す要件を満たさない者の提案

- ・最低使用料に達しない金額を記載した提案  
※「7. 設置条件(3)設置許可使用料」を参照
- ・記入事項を判読できない提案
- ・必要事項の一部又は全部が記入されていない提案
- ・その他提案に関し、不正行為が認められた提案及び指定した以外の方法による提案

## 11. 許可の取消し

設置者の決定後、次のいずれかに該当した場合は、自動販売機の設置許可を取消します。その際、納付済みの使用料は返還しません。

許可の取消しを受けた設置者は直ちに自動販売機を撤去してください。

また、電気料金については、使用分を本市が発行する納付書にて、直ちに納付してください。

### ※許可取り消し事項

- ・提出した書類に虚偽の記載があった場合
- ・前項「6. 応募の資格」に該当する場合
- ・その他、設置期間内に本募集に関する事柄で重大な法律違反行為が発覚した場合

## 12. その他

本募集において、自動販売機が設置されなかった公園については、後日別途再募集を予定しています。

本募集要項に記載のない事項については、本市と設置者の協議により決定します。

### 13. 申請手続きの流れ

項目	日程等		
1	募集要項の公表	令和8年2月2日(月)	
	<p>美濃加茂市ホームページ  <a href="https://www.city.minokamo.lg.jp/soshiki/16/20162.html">https://www.city.minokamo.lg.jp/soshiki/16/20162.html</a>において電子ファイルにより公表します。紙文書による配布は行いません。</p>		
2	質疑受付	令和8年2月2日(月)から2月10日(火)まで  質疑がある場合は、下記受付メールアドレス宛にしてください送信してください。 <b>【受付メールアドレス】</b> <a href="mailto:doboku@city.minokamo.lg.jp">doboku@city.minokamo.lg.jp</a> <b>【提出先】</b> 美濃加茂市建設水道部土木課総務係(担当:堤、山口) ※1 電子メール以外(口頭、電話、ファクシミリ及び郵送など)による申込は受け付けません。 ※2 件名(subject)は「自動販売機応募質問」と記載してください。 ※3 電子メール送信後、必ず担当まで電話で着信確認をしてください。	
3	質疑回答	令和8年2月17日(火)  質疑回答は個別には行いません。美濃加茂市ホームページで公表します。 URL: <a href="https://www.city.minokamo.lg.jp/soshiki/16/20162.html">https://www.city.minokamo.lg.jp/soshiki/16/20162.html</a>	
4	応募書の受付	日時:令和8年2月18日(水)から2月27日(金)まで 時間:午前8時45分から12時まで、午後1時から4時45分まで ※土曜日、日曜日及び祝日を除く	
<p><b>【提出資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①応募書(様式1)及び応募書別紙(様式2)</li> <li>②誓約書(様式3-A又は様式3-B)</li> <li>③履歴事項証明書又は商業・法人登記簿謄本(応募日前3か月以内に発行したもの)</li> <li>④納税証明書            国税:「申告所得税」又は「法人税」及び「消費税」について未納税額が無いことを証明する「納税証明書」(税務署様式その3-2又は3-3)を提出してください。            市町村税:営業所等の所在地を管轄する税務担当部署が発行する、全税目について未納の額がないことを証する納税証明書を提出してください。            ※納税証明書及び滞納無証明書の原本を応募書正本に綴り、応募書 副本には納税証明書及び滞納無証明書の写しを綴ってください。            ※非課税法人等にあっては、非課税法人であることを証する書類等を提出してください。</li> </ul>			

	<p>⑤事業概要に関する書類(次の事項が分かる書類)</p> <p>(ア)設置予定の自動販売機のデザインが分かる資料(上面及び全側面を含む)</p> <p>(イ)販売品目が分かる資料</p> <p>(ウ)設置予定の自動販売機の機器の仕様等が分かる資料</p> <p>⑥許認可等の免許の写し</p> <p>※応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。</p> <p>⑦自動販売機での3年以上の販売実績(設置場所・台数及び設置期間、販売目)を記載した書類</p> <p><b>【提出場所】</b> 美濃加茂市太田町1900番地 【郵送】〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431-1 美濃加茂市役所分庁舎3階 建設水道部土木課総務係</p> <p><b>【提出方法】</b> 提出場所へ持参又は郵送(令和8年2月27日火曜日まで必着) ※必要書類が提出されているかを確認するため、可能な限り提出場所へご持参ください。郵送の場合は、配達記録の分かるものをご利用ください。</p>		
5	<table border="1"> <tr> <td>選定結果の通知及び公表</td><td>令和8年3月3日(火)</td></tr> </table> <p>各応募者へ文書により上記日付で発送します。 また、美濃加茂市ホームページに設置者の決定及び選定結果を公表します。</p>	選定結果の通知及び公表	令和8年3月3日(火)
選定結果の通知及び公表	令和8年3月3日(火)		

### 13. 設置者決定後の手続き

公園施設設置許可申請書(美濃加茂市都市公園条例施行規則様式第1号)に必要な書類を添えて、申請手続を行ってください。

申請後、所定の手続きを経て許可書を交付します。

本募集に関する問い合わせ:美濃加茂市建設水道部土木課  
美濃加茂市太田町1900番地(分庁舎3階)  
電話:(0574)28-1144 (直通)FAX:(0574)27-3764  
MAIL :doboku@city.minokamo.lg.jp

(様式 1)

受付番号 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

### 応募書

(あて先)

美濃加茂市長

募集要項の各条項を承知の上、都市公園における自動販売機設置の公募について、次のとおり参加したいので、必要な書類を添えて申し込みます。

#### 1. 申請者情報

本店所在地	電話番号( ) -
法人名・法人の代表者 氏名	
事業所の所在地、事業 所名、電話番号、責任 者氏名	所在地 事業所名 電話番号( ) - 責任者氏名
この応募申込書に關す る 問い合わせ先	担当者所属部署: 担当者名: 所在地 電話番号( ) -

#### 2. 提案内容

申請地区	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区
	※申請する地区を○で囲ってください。			
設置公園 及び設置台数	別紙のとおり			
使用料の応募 額(合計)	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区
	円	円	円	円
※申請する地区のみ記載してください				

(添付書類)

- ①応募書別紙(様式2)
- ②誓約書(様式3-A 又は様式3-B)

③募集要項「13. 申請手続きの流れ」、表の4の提出資料  
 (様式2)応募書別紙

A 地区(指定公園)清涼飲料水 ※応募必須 必ず1台は応募してください

公園名	設置台数	応募使用料合計
前平公園	台	円/年
公園名	設置台数	応募使用料
前平公園	台	円/年

A 地区アイスクリーム 応募する場合は設置台数に「1」及び使用料を書き込んでください

公園名	設置台数	応募使用料
前平公園	台	円/年
公園名	設置台数	応募使用料
前平公園	台	円/年

B 地区(選択公園) 応募する場合は設置台数に「1」及び使用料を書き込んでください

公園名	設置台数	応募使用料
中部台パーク	台	円/年
公園名	設置台数	応募使用料
中部台パーク	台	円/年

C 地区(選択公園) 応募する場合は設置台数に「1」及び使用料を書き込んでください

公園名	設置台数	応募使用料
大手町公園	台	円/年
公園名	設置台数	応募使用料
大手町公園	台	円/年

D 地区(選択公園)

公園名	設置台数	応募使用料
友進リバーサイドフィールド	台	円/年
公園名	設置台数	応募使用料
友進リバーサイドフィールド	台	円/年

公園数合計	箇所
設置台数合計	台
応募使用料合計	円/年

※1 各公園の設置台数を記入してください。

※2 清涼飲料水自動販売機を応募する場合、「前平総合公園」は必ず応募してください。

※3 選択公園は設置を希望する公園のみ記入してください。

(様式3-A)

受付番号 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

誓 約 書

(あて先)

美濃加茂市長

記

私は、暴力団又はその他暴力的集団の構成員が本法人の構成員でないことを、誓約します。

本店所在地

法 人 名

代表者氏名

(様式3-B)

受付番号 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

誓 約 書

(あて先)

美濃加茂市長

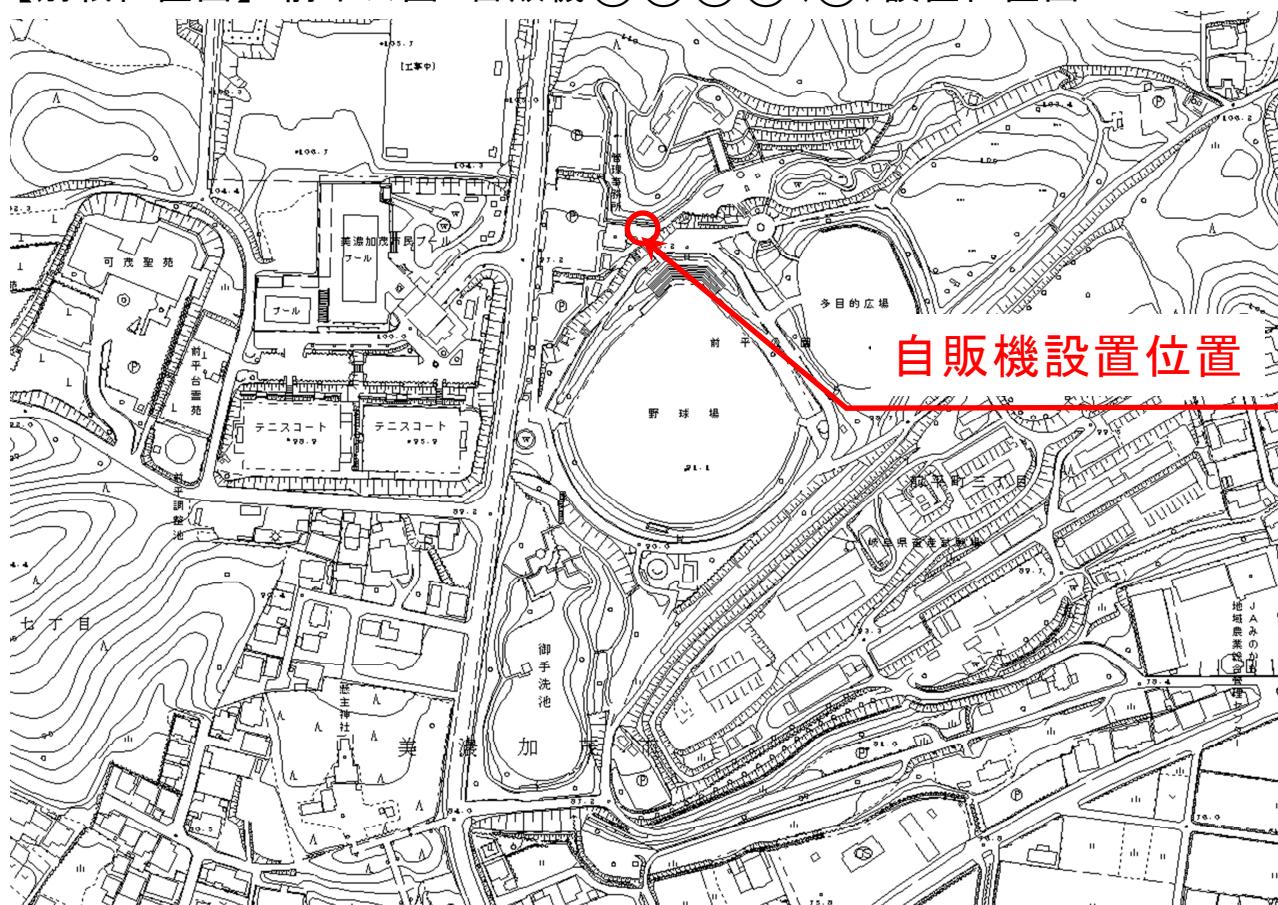
記

私は、暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないことを、誓約します。

所在地

氏名

【別紙位置図】前平公園 自販機①②③④(⑤)設置位置図



### 【別紙位置図】 大手町公園 自販機① 設置位置図



自販機設置位置

### 【別紙位置図】 中部台パーク 自販機① 設置位置図



自販機設置位置

### 【別紙位置図】 友進リバーサイトフィールド 自販機①② 設置位置図（次回）

収入  
印紙

## 都市公園における自動販売機の設置に関する協定書

美濃加茂市(以下「管理者」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「設置者」という。)とは、次の条項により、都市公園における自動販売機の設置に関して協定を締結する。

### (信義誠実の義務)

第1条 管理者、設置者両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

### (設置物件)

第2条 設置物件は、次のとおりとする。

物件番号	公園名称	所在地	設置場所	設置台数	設置面積	所管課
				台	m <sup>2</sup>	建設水道部 土木課

### (用途の指定)

第3条 設置者は、設置物件を、「自動販売機の設置場所」の用途(以下「指定用途」という。)に自ら使用しなければならない。

2 設置者は、設置物件を指定用途に供するに当たっては、美濃加茂市都市公園における自動販売機の設置に関する要綱及び都市公園における自動販売機設置の募集要項の内容を遵守しなければならない。

### (設置期間)

第4条 設置期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

### (設置許可等)

第5条 設置者は、第2条に掲げる設置物件に自動販売機を設置するに当たり、あらかじめ都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の規定に基づく、公園施設の設置の許可を受けなければならない。

2 前条に定める設置期間の満了時において、本協定の更新又は設置期間の延長は行わないものとする。

### (土地使用料)

第6条 土地使用料は、年額\_\_\_\_\_円とする。

2 設置者は、前項の土地使用料を管理者の発行する納入通知書により、管理者が定める日

までに支払わなければならない。

(電気使用料等の支払い)

第7条 設置者は、設置する自動販売機に電気を使用する場合、使用量を計測するメーターを管理者の指示するところに設置しなければならない。

2 設置者が前項のメーターを管理者の所有する設備に接続した場合は、管理者はメーターにより当該年度の使用量を計測し、当該施設にかかる電気料(基本料金及び使用料)を按分して電気使用料を算出する。ただし、前項のメーターを管理者の所有する設備以外に接続した場合は、この限りでない。

3 電気使用料は、年度ごとに管理者が請求する。

4 管理者がメーターを設置することが適当でないと判断したときは、所管課と協議の上、電気使用料の算定方法について決定する。

5 設置する自動販売機に水道を使用する場合、水道使用料の算定に当たっては、管理者と設置者が協議のうえ決定する。

6 設置者は、管理者の発行する納入通知書により、管理者の指定する納入期限までに第2項の電気使用料を支払わなければならない。

(遅延損害金)

第8条 設置者は、第6条及び第7条に基づき、管理者が定める納入期限までに土地使用料及び電気使用料等を納入しなかったときは、遅延損害金を管理者に納入しなければならない。

2 前項の規定による遅延損害金は、納入期限の翌日から支払った日までの期間について、美濃加茂市税外収入の督促及び滞金の徴収に関する条例(昭和61年条例第27号)に定める金利を乗じて計算した金額に相当する金額とする。遅延損害金の算定において、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(瑕疵担保等)

第9条 設置者は、この協定締結後、設置物件に数量の不足その他隠れた瑕疵を発見しても、土地使用料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

(維持管理義務等)

第10条 設置者は、設置物件を善良な管理者の注意をもって維持管理に努めなければならぬ。

2 設置者は、設置物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を管理者に報告しなければならない。

3 設置者は、関係法令等を遵守するとともに衛生管理および感染症対策の徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行わなければならない。

4 自動販売機の故障、苦情等については、設置者の責任において対応するものとし、自動販売機に連絡先を明記するものとする。

(転貸の禁止)

第 11 条 設置者は、設置物件を第三者に転貸し、又は都市公園施設設置許可を譲渡してはならない。

(実施調査等)

第12条 設置者は、設置物件に自動販売機及び回収ボックス、その他付帯設備等の設置が完了したときは、所管課の確認を受けなければならない。

2 管理者は、設置物件について隨時使用状況及び販売状況を実地調査し、設置者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 設置者は、当該自動販売機の売上状況をまとめ、管理者に報告しなければならない。この売上状況は、自動販売機の設置更新に当たって、公表できるものとする。

4 管理者は、設置者が提出した報告に疑義があるときは、自ら調査し、設置者に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

5 設置者は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(協定の解除)

第 13 条 次の各号の一に該当するときは、管理者は、本協定を解除することができる。

(1)設置者が、本協定に定める義務を履行しないとき。

(2)設置者が、自動販売機の設置の工事及び電気の引き込み等の工事を行うときに、管理者の指示に従わないとき。

(3)管理者において、公用、公共用及び公益事業等の用に供するため設置物件を必要とするとき。

(暴力団排除措置による解除)

第 14 条 管理者は、設置者が美濃加茂市協定等における暴力団等排除措置要綱(平成23年美濃加茂市訓令甲第1号)別表に掲げる措置要件の1から6に該当するときは、この協定を解除することできる。

(設置物件及び土地使用料の返還)

第 15 条 貸付期間が終了したとき又は第12条及び前条の規定に基づき管理者が協定を解除したときは、設置者は管理者の指定する期日までに、設置物件をその所在する場所において管理者に返還しなければならない。

2 第12条第3号の事由により協定が解除されたときは、既納の土地使用料のうち、設置者が設置物件を返還した日以降の未経過期間の土地使用料を日割り計算により返還する。

#### (原状回復業務)

第 16 条 次の各号の一に該当するときは、設置者は自己の責任において設置物件を原状に回復しなければならない。

- (1) 設置者の責に帰する事由により設置物件を滅失又は毀損した場合で、管理者が原状回復を要求するとき。
- (2) 前条の規定により、設置物件を管理者に返還するとき。ただし、設置物件を原状に回復することが適当でないと管理者が認めたときを除く。

#### (損害賠償等)

第 17 条 設置者は、その責に帰する事由により設置物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、その滅失又は損傷による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として管理者に支払わなければならない。ただし、前条の規定により当該物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 設置者は、自動販売機の転倒、故障等による事故、その構造上の欠陥等により管理者及び第三者に損害を与えた場合、又は販売した商品による食中毒等の健康被害が発生した場合は、設置者の責任において解決するものとし、管理者は一切の責任を負わない。

#### (商品・機種等の盗難、破損)

第 18 条 管理者は、管理者の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機にかかる盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わない。また、設置者は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は設置者が負担する。

#### (有益費等の請求権の放棄)

第 19 条 設置者は、第4条に規定する設置期間が満了したとき又は第13条及び第14条の規定により協定が解除されたときにおいて、設置物件に投じた有益費、必要経費及びその他の費用があってもこれを管理者に請求することができない。

#### (協定の費用)

第 20 条 この協定に締結及び履行に関して必要な費用は、すべて設置者の負担とする。

#### (疑義等の決定)

第 21 条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、管理者、設置者が協議のうえこれを定める。

(裁判の管轄)

第 22 条 本協定に関する訴訟は、管理者の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、管理者、設置者それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

管理者 美濃加茂市太田町3431番地1

美濃加茂市

代表者 美濃加茂市長 藤井 浩人 印

設置者 住所

名称

代表者名 印